

# 第6章

大規模災害からの復旧・復興



## (1) 水産業における東日本大震災からの復旧・復興の状況

### 〈全ての漁港において漁港施設の復旧が完了〉

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災による津波は、豊かな漁場に恵まれている東北地方太平洋沿岸地域を中心に、水産業に甚大な被害をもたらしました。

政府は、令和3（2021）～7（2025）年度の5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、被災地の復興に向け取り組みました。

これまで全ての漁港において漁港施設の復旧が完了する等、復旧・復興に向けた取組が進展しています。

政府は、令和8（2026）～12（2030）年度までの次の5年間を「第3期復興・創生期間」と位置付け、引き続き、被災地域の水産業の復旧・復興に取り組むこととしています。

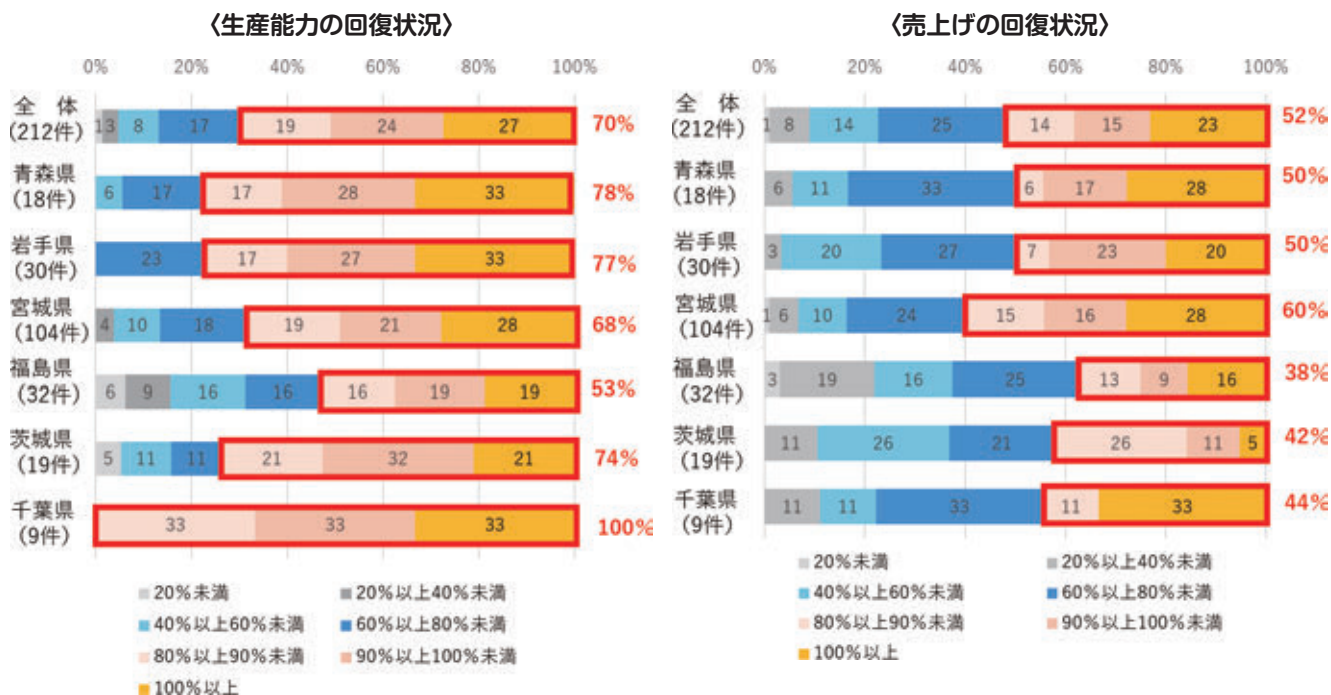
### 〈水産加工業の復興〉

被災地域の水産加工業においては、令和6（2024）年12月～7（2025）年4月の間に実施した水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第12回）の結果によると、生産能力が震災前の8割以上まで回復したと回答した水産加工業者が70%となっているのに対し、売上げが震災前の8割以上まで回復したと回答した水産加工業者は52%であり、依然として生産能力に比べ売上げの回復が遅れています。県別に見ると、生産能力について福島県の回復が他の5県<sup>\*1</sup>に比べ遅れています（図表6-1）。また、売上げが戻っていない理由としては、「原材料の不足」、「販路の不足・喪失」及び「人材の不足」の3項目を回答した者が多くなっています（図表6-2）。このため、政府は、引き続き、加工・流通の専門家による個別指導、セミナー・商談会の開催、省力化や加工原料の多様化、販路の回復・新規開拓に必要な加工機器の整備等により、被災地域における水産加工業者の復興を支援していくこととしています。

\*1 青森県、岩手県、宮城県、茨城県及び千葉県

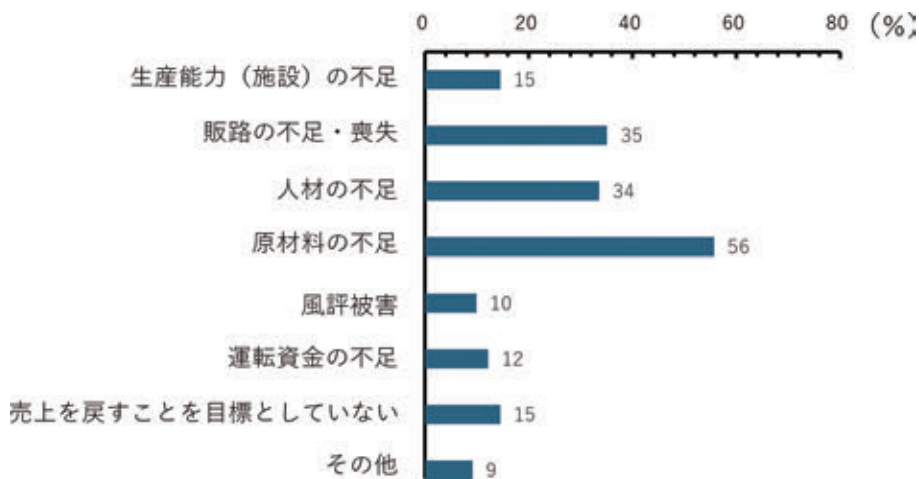


図表6-1 水産加工業者における生産能力及び売上げの回復状況



資料：水産庁「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第12回）の結果」を基に作成  
 注：赤字は8割以上回復した割合。

図表6-2 水産加工業者の売上げが戻っていない理由（複数回答可）



資料：水産庁「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第12回）の結果」を基に作成



東日本大震災からの水産業復興  
 へ向けた現状と課題（水産庁）：  
[https://www.jfa.maff.go.jp/j/yosan/23/kongo\\_no\\_taisaku.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/yosan/23/kongo_no_taisaku.html)

## (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応

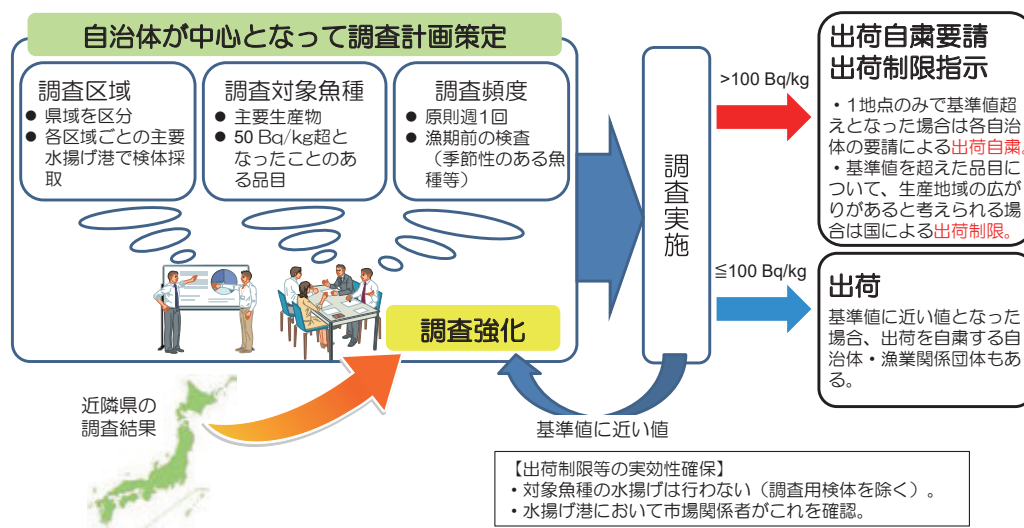
### ア 市場流通する水産物の安全性の確保

#### 〈水産物の安全性確保のために放射性物質モニタリングを着実に実施〉

東日本大震災に伴って起きた東電福島第一原発の事故の後、消費者に届く水産物の安全性を確保するため、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、国、関係都道府県、漁業関係団体が連携して水産物の計画的な放射性物質モニタリングを行っています。モニタリング結果は公表され、基準値（100Bq/kg）を超過した種は、出荷自粛要請や出荷制限指示の対象となります（図表6-3）。

この基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会が指標としている年間線量1mSv<sup>ミリスベルト</sup>を踏まえて設定されています。国際放射線防護委員会（ICRP）が自然からの被ばく量の地域差の範囲内で誰でも受入れ可能な目安等として年間1mSvを示していることから、この勧告に基づいて、コーデックス委員会は年間線量1mSvを指標として定めています。

図表6-3 水産物の放射性物質モニタリングの枠組み

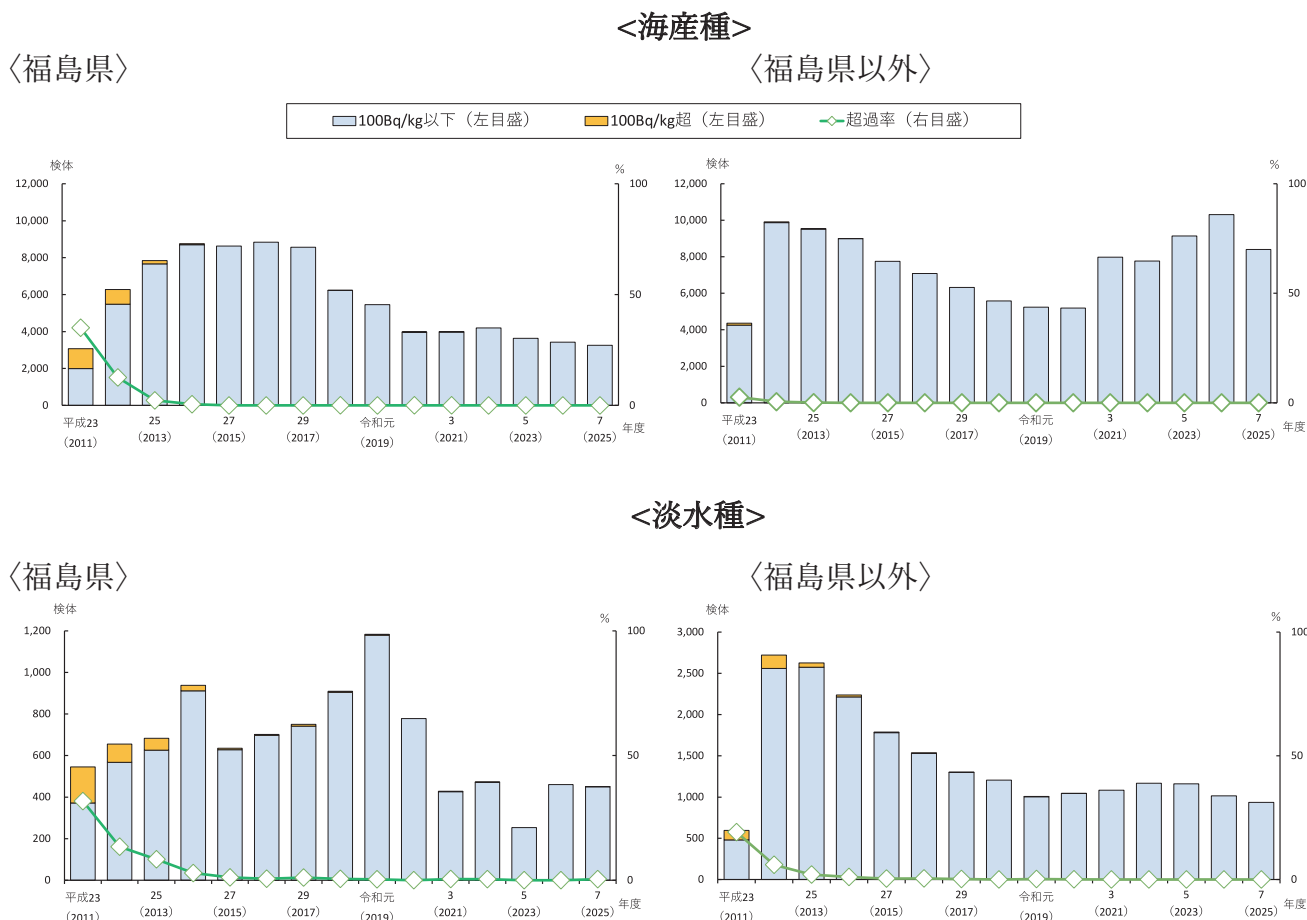


東電福島第一原発の事故以降、令和8（2026）年3月末までに、福島県及びその近隣県において、合計23万967検体の検査が行われてきました。基準値超の放射性セシウムが検出された検体（以下「基準値超過検体」といいます。）の数は、時間の経過とともに減少する傾向にあり、検出限界値<sup>\*1</sup>未満の検体数は水産物全体で約99%となっています。福島県においては、海産種では令和4（2022）年2月以降、基準値超過検体はありませんでしたが、淡水種では令和7（2025）年10月に採取されたヤマメ1検体及び令和8（2026）年3月に採取されたイワナ1検体で基準値を超過しました。福島県以外においては、海産種では平成26（2014）年9月以降、淡水種では令和2（2020）年5月以降、基準値超過検体はありませんでした（図表6-4）。

\*1 分析機器が検知できる最低濃度であり、検体の重量や測定時間によって変化する。厚生労働省のマニュアル等に従い、基準値から十分低い数値になるよう設定。



図表6-4 水産物の放射性物質モニタリング結果（放射性セシウム）



資料：各都道府県等からの報告に基づき水産庁で作成  
注：令和8（2026）年3月末時点。



水産物の放射性物質調査の結果  
について（水産庁）：  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>

〈国際原子力機関が、「日本の分析機関が高い正確性と能力を有している。」と評価〉

我が国は、国際原子力機関（IAEA）の支援により、平成26（2014）年度から海洋モニタリングデータの信頼性及び透明性の向上に取り組んでいます\*1。令和5（2023）年10月に実施した共同での海洋モニタリングについてのIAEAの報告書が令和7（2025）年1月に公表\*2され、「海域モニタリングを実施する日本の分析機関が高い正確性と能力を有している。」と評価されました。

また、IAEAでは、令和4（2022）年度から、令和3（2021）年7月に署名された東電福島第一原発におけるALPS処理水\*3の取扱いの安全面のレビューに関する付託事項（TOR）に

\*1 水産物については、平成27（2015）年度から実施。

\*2 水産庁プレスリリース。

\*3 多核種除去設備（ALPS：Advanced Liquid Processing System）等によりトリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たすまで浄化処理した水。トリチウムについても安全基準を十分に満たすよう、処分する前に海水で大幅に薄める。

基づき、日本の海域における水産物や海水のモニタリング結果の信頼性を裏付けるための取組を実施しています。令和5（2023）年10月に採取した試料の分析結果に関する報告書が令和7（2025）年3月にIAEAから公表され、「ALPS処理水に係るトリチウム分析などについて、日本の分析機関の試料採取方法は適切であり、かつ、海洋モニタリングの結果から、参加した日本の分析機関が高い正確性と能力を有している。」と評価されました。

### 〈出荷制限等の状況〉

放射性物質モニタリングにおいて、基準値を超える放射性セシウムが検出された水産物については、国、関係都道県、漁業関係団体等の連携により流通を防止する措置が講じられています。

その上で、検査結果が基準値を下回るようになった種については、順次出荷制限の解除が行われ、海産種については令和6（2024）年10月以降、全ての海産種で出荷制限が解除されました。

また、淡水種については、令和8（2026）年3月末時点で、3県（宮城県、福島県及び群馬県）の河川や湖沼の一部において、合計9種が出荷制限又は地方公共団体による出荷・採捕自粛措置の対象となっています。

## イ 福島県沖での本格操業に向けた取組

### 〈試験操業から本格操業に向けた移行期間として水揚げの拡大に取り組む〉

福島県沖では、東電福島第一原発の事故の後、沿岸漁業及び底びき網漁業の操業が自粛され、漁業の再開に向けた基礎情報を得るため、平成24（2012）～令和3（2021）年3月末まで、試験操業・販売（以下「試験操業」といいます。）が実施されました。

試験操業の対象海域は、東電福島第一原発から半径10km圏内を除く福島県沖全域であり、試験操業への参加漁船数は延べ2,183隻、平成24（2012）年に122tだった水揚量は、令和2（2020）年には4,591tになりました。試験操業の取組で漁獲される魚種及びその加工品には放射性物質の自主検査が行われる等、市場に流通する福島県産水産物の安全性を確保するための慎重な取組が行われました。

試験操業終了後の令和3（2021）年4月からは、操業の自主的制限を段階的に緩和し、地区や漁業種類ごとの課題を解決しつつ、水揚げを震災前の水準へと回復することを目指しており、令和7（2025）年の水揚量は7,212t（震災前の平成22（2010）年と比べ28%）、水揚金額は44億円（同47%）と未だに回復途上にあります（図表6-5）。

福島県産水産物の販路を拡大するため、多くの取組やイベントが実施されています。例えば、福島県漁連では、全国各地でイベントや福島県内で魚料理講習会を開催しています。このような取組が福島県の本格的な漁業の回復につながっていくことが期待されます。



水揚げの様子  
(提供：福島県)

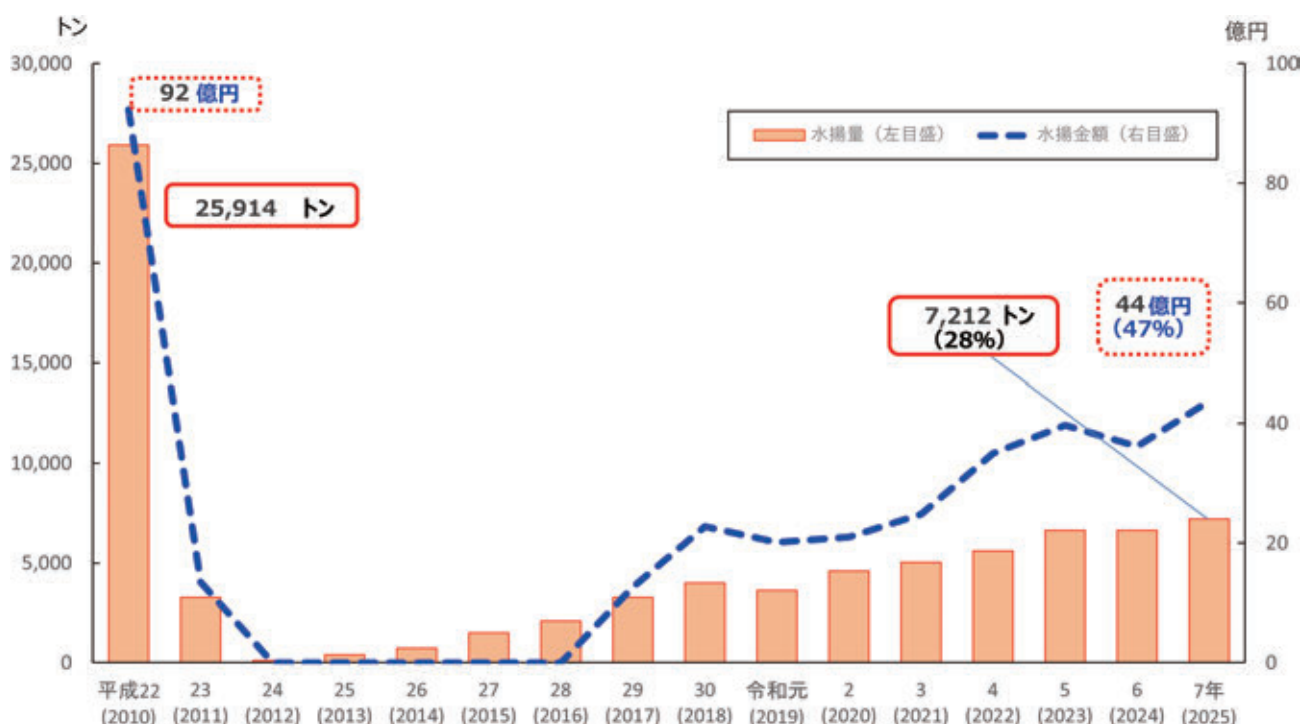


料理教室の様子  
(提供：福島県漁連)



イベントの様子  
(提供：福島県漁連)

図表6-5 福島県の漁業（沿岸漁業及び底びき網漁業）及び海面養殖業の水揚量・水揚金額



資料：福島県の資料に基づき水産庁で作成

注：平成24 (2012)～29 (2017) 年2月は、小規模な操業と販売を試験的に行い、入札も実施されていないことから、水揚金額が集計されていない。

## ウ 東京電力福島第一原子力発電所事故による風評の払拭

### 〈最新の放射性物質モニタリングの結果や福島県産水産物の魅力等の情報発信〉

風評被害を防ぎ、一日も早く復興を目指すため、水産庁は、最新の放射性物質モニタリングの結果や水産物と放射性物質に関するQ&A等をウェブサイトで公表し、消費者、流通業者、国内外の報道機関等への説明会を行う等、正確で分かりやすい情報提供に努めています。

また、被災地県産水産物の販路回復・風評払拭のため、大型量販店において常設の「福島鮮魚便」コーナーを設置し、福島県産水産物を専門の販売スタッフが安全・安心とおいしさをPRしつつ販売するとともに、水産物が確実に流通されるよう共同出荷による消費地市場への流通拡大の実証を支援しました。さらに、海外向けに我が国の情報を発信するウェブサイトでの福島県を含む被災地県産水産物の安全性と魅力をPRする活動等を行いました。これらの取組を通じ、消費者だけでなく、漁業関係者や流通関係者にも正確な情報や福島県産水産物の魅力等の発信を行い関係機関で連携・協力して、風評の払拭に努めていくこととしています。



東京電力福島第一原子力発電所  
事故による水産物への影響と対  
応について（水産庁）：  
[https://www.jfa.maff.go.jp/  
j/koho/saigai/](https://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/saigai/)

### 〈令和7（2025）年に1地域で輸入規制措置が撤廃〉

東電福島第一原発事故に伴い、55か国・地域において、日本産農林水産物・食品の輸入停止や放射性物質の検査証明書等の要求、検査の強化といった輸入規制措置が講じられました。これらの国・地域に対し、政府一体となってあらゆる機会を捉えて規制の撤廃に向けた粘り強い働きかけを行ってきた結果、令和7（2025）年度には、輸入規制措置が台湾で撤廃され、規制を維持する国・地域は5にまで減少しました。

## (3) ALPS処理水の海洋放出をめぐる動き

### ア ALPS処理水の海洋放出とその影響

#### 〈ALPS処理水の海洋放出を受けた後の各国の対応〉

令和5（2023）年8月24日に、ALPS処理水の海洋放出が開始されました。

これに対し、米国は、日本の安全で透明性のある科学に基づいたALPS処理水の海洋放出のプロセスに満足しているとの声明を、EUは、ALPS処理水の海洋放出に対する日本のアプローチが国際的な原子力安全基準及び放射性物質に関する基準の最高水準に合致していると評価したIAEAが令和5（2023）年7月4日に発表した包括的な報告書を歓迎するとの声明を発出しました。

また、令和5（2023）年8月のALPS処理水の海洋放出後、従来の東電福島第一原発事故に伴う輸入規制に加えて新たな輸入規制措置が開始された結果、中国及びロシアが全都道府県の水産物を輸入停止としたほか、香港及びマカオも10都県<sup>\*1</sup>の水産物等を輸入停止としました。このうち中国は、令和7（2025）年6月に、中国政府が37道府県の日本産水産物について輸入解禁に関する公告を発表しており、引き続き輸出関連施設の速やかな再登録等、輸出の円滑化を中国政府に働きかけていきます。

### イ トリチウムを対象とした水産物のモニタリングの実施

#### 〈トリチウムの迅速分析により分析結果を迅速に公表〉

水産庁は、消費者等の安心の回復と信頼の確保につなげるため、令和4（2022）年6月から新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング分析（精密分析）を開始しました。その後、同分析に加え、令和5（2023）年8月から、短時間でトリチウムの分析が行える手法（迅速分析）を導入し、ALPS処理水の放出口の北北東約4km及び放出口の南南東約5kmで採取した魚類について、採取日から翌々日までに分析結果を公表しています（図表6-6）。

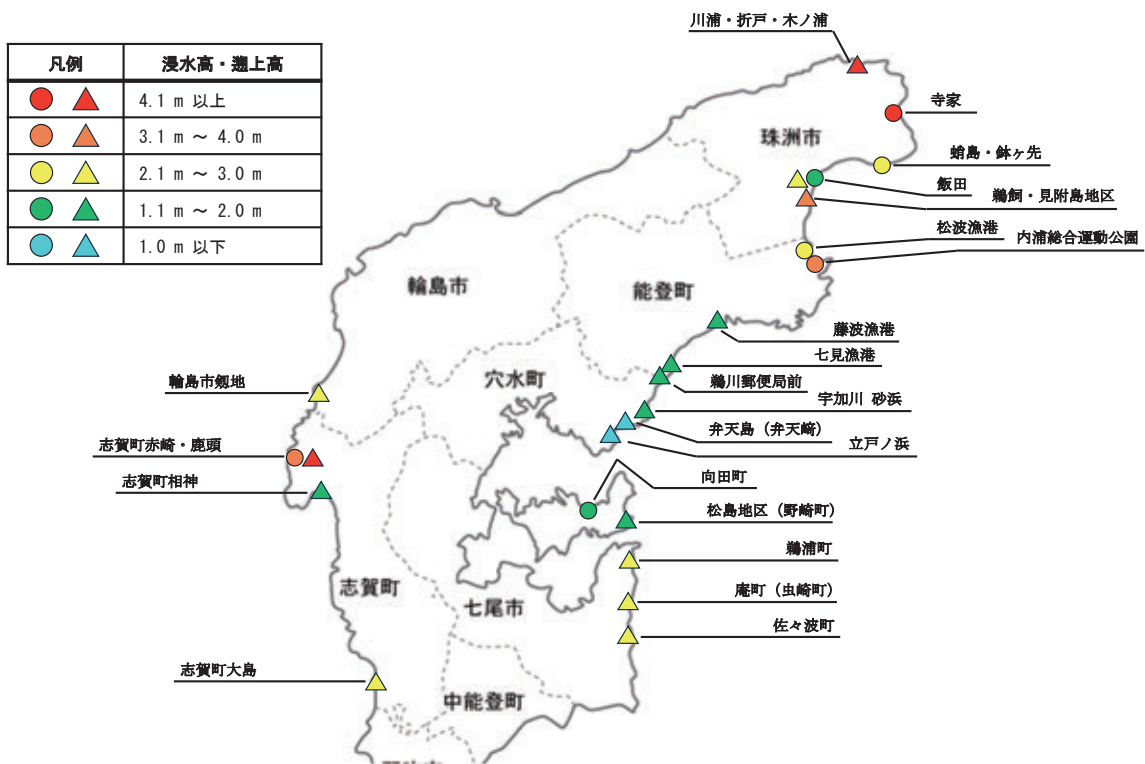
精密分析は、令和4（2022）年6月～8（2026）年3月末の間、842検体の水産物の分析を実施し、これらの分析結果は1Bq/kg程度が検出された6検体を除いて検出限界値未満でした。

\*1 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県



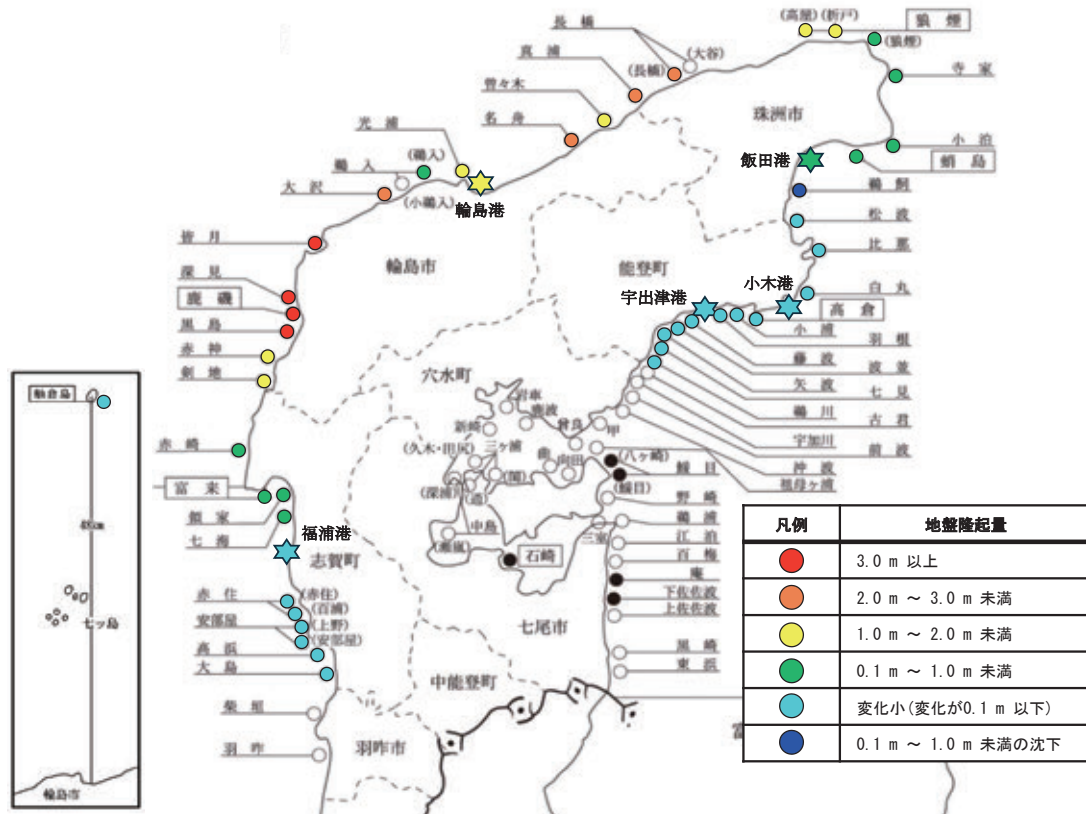
図表6-7 津波の浸水高・遡上高及び漁港における地殻変動

津波の浸水高・遡上高



資料：土木学会海岸工学委員会「令和6年能登半島地震津波に関する調査報告会」の資料に基づき、水産庁で作成

漁港における地殻変動



※地盤変動の値は、調査における測量値および市町提供資料等による暫定値であり、今後変動する可能性もある。

資料：水産庁「令和6年能登半島地震漁業地域復旧・復興技術検討会」資料



## イ 水産業の復旧・復興に向けた取組

### 〈漁港施設の復旧・復興に向けた取組〉

石川県の能登半島北部の6市町（輪島市、珠洲市、<sup>あなみずまち</sup>穴水町、能登町、七尾市及び志賀町<sup>しかまち</sup>）について、当面の操業に必要な漁港施設や共同利用施設の復旧の進捗により、漁獲が順調に回復しています。

漁港施設の復旧・復興に当たり、本地震は、地震の揺れや津波による被害に加え地盤隆起による被害が特徴的であり、このような地盤隆起に対応する知見がないことから、水産庁では、令和6（2024）年5～7月にかけて、令和6年能登半島地震漁業地域復旧・復興技術検討会を3回にわたって開催し、地盤隆起等による被害を受けた漁港の復旧・復興の技術的な方法、手順等について検討を行いました。同検討会では、地盤隆起等の甚大な被災を受けた漁港における漁港の復旧・復興の基本的な考え方として、短期的な生業再開のための仮復旧と、中長期的な機能向上のための本復旧の二つのフェーズに分けた復旧の考え方を提示するとともに、漁港施設の被害状況、被災パターンの分析、被災パターンに応じた復旧方法・手順等について検討した結果を石川県が設置した能登の水産関係港の復興に向けた協議会に提示しました。

漁港の復旧については、地盤隆起等により甚大な被災を受けた石川県の外浦地域の16漁港のうち、復旧方針の定まった11漁港について順次復旧工事に着手しています。

地盤隆起のない漁港については、必要に応じて応急工事等を実施し、漁業再開に必要な陸揚げが可能となっており、今後、順次本復旧工事に着手し、着工後おおむね3年間（令和9（2027）年度まで）で復旧工事の完了を目指すこととしています。

また、令和6（2024）年1月19日に、本地震が非常災害として指定されたことにより、国による災害復旧事業の代行が可能となりました。これを受け、石川県管理の<sup>のろし</sup>狼煙漁港及び珠洲市管理の<sup>うかい</sup>鵜飼漁港海岸について、石川県知事及び珠洲市長からの要請を受け、水産庁が代行工事を実施しています。具体的には、狼煙漁港において航路及び泊地を<sup>しんせつ</sup>浚渫し、漁船の避難機能の一部を回復したほか、岸壁の仮復旧を完了し陸揚げ機能の一部を回復しました。また、鵜飼漁港海岸において工事の実施に向けた詳細な現地調査、設計等を実施しました。引き続き、漁港及び漁港海岸の機能の回復に向けた復旧工事を行っていくこととしています。

このほか石川県でも、操業の更なる回復に向けて輪島港の物揚場等の復旧工事を進めており、国土交通省、石川県、輪島市が令和7（2025）年6月に策定した「輪島港復旧・復興プラン」では中長期的な基本方針として、浚渫土で造成した埋立地に共同利用施設を移転・集約し、機能強化を図ることとしています。

一方で、本地震やその後の奥能登豪雨による山腹崩壊箇所から土砂が流入して漁場に土砂が堆積し、海女漁に支障が生じる事態が発生しています。

このため、令和7（2025）年11月27日に林野庁、水産庁、石川県で構成する「輪島港周辺の藻場への土砂流出抑制に向けた連絡協議会」を開催し、土砂の堆積状況に関する調査結果や山腹崩壊箇所の情報について情報共有するとともに、漁場へ影響を及ぼすと考えられる治山工事箇所について早期復旧を図ることとしています。

### 〈被災地域の水産業の復旧・復興に向けて〉

被災地域の水産業の早期の復興を図ることは、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する豊かな水産物の安定的な供給を確保する上でも、極めて重要な課題です。

被災した水産関係者の方々が、困難を乗り越え、将来への希望と展望をもって水産業を再開できるよう、政府としても、漁業及び水産加工・流通業の再建や、漁港、漁場、漁船、養殖施設はもとより、漁村全体の復旧・復興に取り組むこととしています。

漁業・漁村の復旧・復興に際しては、生業の場としての漁場と漁港は、生活の場としての漁村集落と一体性があるため、漁港、製氷冷凍冷蔵施設等の共同利用施設等の漁業に必要な施設と、漁村集落のインフラの在り方について、漁業者、漁協等の漁業関係者だけでなく、漁村集落に居住する地域住民も含めた関係者全体で議論していくことが必要となります。

令和6（2024）年2月22日には、内閣府と内閣官房が、「復興まちづくりに当たっての参考資料」を作成し、被災した地方公共団体に情報提供を行い、関係府省が連携の上、被災した地方公共団体の復興まちづくりを継続的に支援することとしています。農林水産省としても、被災した地方公共団体が、これを参考にして地域の実情に応じ創意工夫が施された復興まちづくりを進められるよう、地域の計画の策定、事業の実施について、丁寧に相談に応じていくこととしています。また、被災地域の漁業関係者をはじめとした地域住民の方々が、各地域で議論して描いた姿を実現するための支援を、各地域の実情を踏まえつつ行っていくこととしています。

